

電子請求サービスご利用時の注意事項

●Haratteに登録する事業者情報に関する注意点

- ① Haratteに登録する事業者情報（口座情報含む）は、熊本市に業者登録された情報と完全一致させてください。不一致の場合、熊本市のお支払いを行うことができません。
- ② 代表者や事業所の住所、事業者名等、登録した内容に変更があった場合、**本市への業者登録内容の変更申請後、Haratteに登録された事業者情報についても速やかに変更してください。**
※Haratteの変更については、本市への変更申請の登録完了を確認後に行ってください。

●Haratteの利用に関する注意点

- ① 本市との契約全てにおいて、Haratteの利用を強制されることはありません。
ただし、双方の業務効率化等の観点から、可能な限り利用をご検討ください。
- ② 委託契約等、一部Haratteの利用の対象外となるものがございます。
なお、誤ってご利用された場合でも、本市担当職員から修正のご依頼等がない場合、請求書等はそのままご使用いただいて構いません。

●納品書の取り扱いに関する注意点

納品書については、従来どおり、納品と同日（納品の直前）にご提出ください。